

新発田市教育委員会令和8年3月臨時会 会議録

○ 議事日程

令和8年3月18日（水曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議事

議第48号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について

議第49号 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の今後の展開について

議第50号 新発田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策
定について

議第51号 新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について

議第52号 新発田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について

議第53号 新発田市立小中学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一
部を改正する規則制定について

議第54号 新発田市理科教育センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第55号 教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事異動について

日程第3 その他

・令和8年度小・中学校給食費について

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

工 藤 ひとし 教育長
石 坂 均 委員（教育長職務代理者）
笠 原 恭 子 委員
村 川 孝 子 委員
山 崎 由 紀 委員

○ 説明のため出席した者

教育次長 橋 本 隆 志
学校教育課長 彌源治 仁 伺
学校教育課教育センター長
阿 部 英 幸
文化行政課長 宮 崎 由 香
中央図書館長 庭 山 恵
生涯学習課長補佐 齋 藤 百合子

青少年健全育成センター所長

古 田 潤 子

○ 書 記

教育総務課長補佐 阿 部 成 美

教育総務課教育総務係長

小 島 貴 志

○ 議 事

○工藤教育長

ただいまから、教育委員会令和8年3月臨時会を開会いたします。

○工藤教育長

それでは会議に入ります。はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名について」がありますが、山崎委員を指名いたします。

ここで、本日の議事進行について、お諮りします。「日程第2 議事」のうち、「議第55号」は、職員の人事に関する事項でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第1号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思います。

つきましては、議事進行は、公開である「議第48号」から「議第54号」までを審議し、次に「日程第3 その他」の説明を受け、最後に非公開となる「議第55号」について審議することとしたいと思います。

「議第55号」を非公開とすること、並びに議事進行について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、「議第55号」を非公開とし、議事進行については今ほど説明しましたとおり進めることといたします。

○工藤教育長

それでは、「日程第2 議事」に入ります。「議第48号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について」の審議を行います。橋本教育次長から説明をお願いいたします。

○橋本教育次長

私の方から議第48号について説明を申し上げます。議案に係る資料の1ページを御覧ください。新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定についてであります。

1、改正の理由については、令和8年4月1日付けの組織改正及び事務分掌の見直し等に対応する改正を行うものであります。2、改正の内容であります、(1)組織の改編を行うものは文化行政課（文化芸術振興室）であります。資料の新旧対照表の2ページ、第4条、文化行政課の文化芸術振興室、文化芸術振興係と管理係の2係が現在ございますが、これを統合して文化芸術振興係1係にしたいというものであります。次に、(2)生涯学習課及び(3)の各地区公民館の組織改編となります。地区公民館は、新発田地区公

民館、豊浦地区公民館、紫雲寺地区公民館、加治川地区公民館の4つございますが、それぞれに事業係を配置しております。この各地区公民館の事業係を廃止いたします。理由としては、市町村合併から20年以上が経過し、一定の経過期間は終わり、地域の特性を活かしつつ新たな新発田市としての一体的な公民館活動、社会教育に力を入れていくということで、組織を改めるものであります。これに伴い、(2)は生涯学習課に事業係と施設管理係を新設することとします。係の新設に合わせて4つの地区公民館の事業を集約、一元化し、生涯学習課において、企画運営を行っていく体制に見直すものであります。組織改編については大きくはこの2つになります。(4)は、学校教育課学校教育係の事務分掌の一部見直しであります。教育委員の皆さん御承知のとおり、4月から中学校の休日部活動が完全地域移行になりますので、学校教育係の事務分掌に、「中学校部活動の地域展開に関すること」を追加いたします。また3月末で新発田市立の幼稚園が全て閉園になりますので、教育センター学校指導係の事務分掌から幼稚園を削るという改正であります。(5)は、文化芸術振興室に関する部分で文化行政課の事務分掌を状況に合わせた修正を行うものであります。(6)は、生涯学習課生涯学習推進係の事務分掌を組織改編に合わせて一部見直しを行うものであります。(7)も同様であります。(8)であります。教育委員会の組織規則では教育次長を必ず置くことになっておりますが、置くことができるという改正をするものであります。施行期日は令和8年4月1日であります。それぞれ、改正する箇所については、アンダーラインで2ページ以降の新旧対照表に記載のとおりでございます。

○工藤教育長

委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので「議第48号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第48号は承認することに決しました。

次に、「議第49号 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の今後の展開について」の審議を行います。阿部教育センター長から説明をお願いいたします。

○阿部教育センター長

「議第49号 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の今後の展開について」説明いたします。議案書は4ページになります。議案に係る資料の12ページを御覧ください。背景といたしまして、令和7年6月改正の給特法に基づき、働き方改革の一層の推進のために、教育委員会に業務量管理・健康確保措置計画の策定・公表と計画実施状況の公表が義務づけられております。また、学校には校長が学校運営協議会の承認を得る「学校運営に関する基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることになりましたことから、学校運営協議会の設置を進めていく必要があるということで、今回提案をさせていただきました。

展開の概要につきましては、13ページを御覧いただきたいと思います。年度ごとに導

入校を設置、指定いたしまして、令和12年度までに市内全小・中学校に学校運営協議会を設置する予定であります。設置にあたっては、類似する既存の仕組みをできるだけ活用し、学校運営協議会に発展させていくことを考えております。また、一小一中の中学校区につきましても、中学校区で一つの学校運営協議会、複数小学校による中学校区につきましても、各小中学校それぞれに学校運営協議会を設置するということを基本としていきたいと考えております。進め方ですが、まず、コミュニティスクールの運営推進委員会を組織いたします。その運営推進委員会が中心となって、導入の前年度のうちに説明会及び研修会を実施し、その後、導入校がそれぞれ準備を進めていく形で令和12年度まで進めていきたいと考えております。

○工藤教育長

委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○村川委員

タイムスケジュールを見ると、なかなか忙しいスケジュールでやらなければいけないと思いました。以前もメンバーについて話題になったことがあったと思いますが、推進委員会はどのようなメンバー構成になっていますか。

○阿部教育センター長

まだ完全に固まっている段階ではないのですが、今考えていますのは、令和9年度に学校運営協議会を導入する川東小学校、川東中学校の校長先生方が社会教育に非常に精通している方であるため、その方々を中心にしたと考えております。また、本丸中学校区も令和9年度導入予定としておりますが、本丸中学校の教頭先生方と教育委員会の指導主事、教育センター長、学務の担当で組織をして進めていくというふうに考えております。

○村川委員

学識があり社会教育に精通している校長先生が来年度のメンバーに入っているのは大変良いことだなと思いました。役職で委員を決めていくと、様々な偏りが生じることがあります。役職のみではなく、多様な視点でメンバーを決めることも必要であると思います。

○工藤教育長

他に委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○石坂教育長職務代理者

説明ありがとうございました。特に意見や質問ではないのですが、進めていく中で、校長側の立場からすると、単独で組む学校と小中学校で組む学校とでは、やり方の違いが出てくると思いますので、何らかの配慮が必要なのではないかと感じております。

○工藤教育長

ありがとうございました。他に御意見、御質問がないようですので「議第49号 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の今後の展開について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第49号は承認することに決しました。

次に、「議第50号 新発田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」の審議を行います。彌源治学校教育課長から説明をお願いいたします。

○彌源治学校教育課長

「議第50号 新発田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」説明をさせていただきます。議案書は5ページになります。5ページ以降が計画に関する案になっております。議案に係る資料の14ページ目を御覧ください。1、策定の理由になります。令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、令和8年4月1日に施行されます。この給特法等改正法により、服務監督の教育委員会は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他の教育職員を服務監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するよう定められております。それを受けまして今後、この計画を策定し、本計画に基づき、教育職員1人1人が児童生徒とじっくりと向き合い、心を通わせた教育活動を推進するために、教育職員の負担を軽減し、健康な心身でやりがいを持てるような職場環境を実現していきたいと考えております。計画期間につきましては、令和8年度から11年度の期間ということであります。公表等につきまして、この計画は毎年度実施計画の実施状況を公表するとともに総合教育会議にも報告し、地方公共団体との連携を図るよう示されております。

15ページ、16ページを御覧ください。15ページの3、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を御覧ください。これまで勤務時間の上限等に関わることも教育委員会で定めてまいりましたが、それも含めた計画を策定したいと考えております。16ページには、学校と教師の業務の3分類として国から示されたものでございます。全国様々な自治体の状況がありますので、全てこれに合致するとは言いませんが、これを基本としながら計画を策定させていただきました。

それでは議案書の6ページを御覧ください。計画の趣旨・現状と目標、計画の期間、あるいは実施する業務量管理・健康確保措置の内容、関連する取組を記載してあります。8ページ、9ページに計画の趣旨・現状を記載しております。本市の現状としまして、令和6年度の時間外在校等時間の状況を示しております。9ページは、国が令和11年度まで達成すべき目標を年次ごとに示しております。計画策定に当たっては令和6年度の数値を基準とさせていただきます。特に時間外勤務に関しましては、1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にするという目標がございます。全国同じ目標で動いておりますので、新発田市も同じ目標で進んでいきたいと思っております。続きまして、1年間における1か月の在校等時間の平均時間を30時間以下とすることになっております。これも全国同様、新発田市も目標としたいと思っております。(2)、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標につきましても、年次有給休暇の取得、ストレスチェックの実施割合の目標値を示してあります。少しでも働きやすい環境、休暇を取りやすい環境を向上させていきたいと思っております。ストレスチェックに関する実施につきましては、まだまだ割合が低いので、全教職員の実施を目標にしまして、負荷のかかる職員

がいた場合にはフォローしていきたいと思います。10ページですが、4、実施する業務量管理・健康確保措置の内容につきましては、これまで学校が行ってきたもの、または教育委員会が対応したものも含め、その中でも特に整理すべきことを学校以外が担うべき業務として示し、見直していくということになります。11ページに「教師以外が積極的に参画すべき業務」を示してありますが、この内容については教師がやることもできるのですが、教師以外の方が参画すべき業務ということで示しております。12ページには、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務ということで、具体的な内容も記載させていただいております。13ページの(2)、学校における組織の推進の①から⑤、(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組の①から⑥を行い、15ページの(5)、関連する取組、今後のフォローアップについて、HP等により公表することやストレスチェックの結果の把握、また実際にこの計画を保護者、地域の方への理解を促進するために、市長部局とも連携すること等を記載させていただいております。多くの内容が記載されておりますが、これを令和8年度に一気にやるということではないのですが、4月に入りましたら、今年は特に時間外の削減をしっかりとやっていこうとか、重点取組を具体的に示しながら実施していきたいと思います。

○工藤教育長

委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○石坂教育長職務代理者

従来なかったものなので、計画を立てることは大変だったと思います。非常に素晴らしい計画を立てていただいていると思いました。全体的な感想として、10ページの4の内容なのですが、教育委員会が主体となって進めるもの、学校が主体となって進めるものが、全部混在して書かれているため、統一した読み取りが行われたいのではないかと思います。例えば、ある校長先生は教育委員会から指示があると捉えて指示を待つことにより実施が先延ばしになってしまう等、教育委員会が主体となるのか、学校が主体となるのか捉え方が曖昧になる可能性がある項目があると思います。

次に11ページ、①市教育委員会のサポートチームの相談体制の構築の下に、「学校が、」となっておりますが、学校が体制を整えとか、学校が相談しやすい体制を市教育委員会が整えるのか、この「、」があるためにどちらなのかというのが不明になっておりますのでここははっきりした方が良いかなと感じました。

それから同じく11ページの下から二つ目、校舎の開錠・施錠とありますが、具体的には玄関と捉えていいのか、全ての窓も含めて捉えていいのかお聞きしたいです。

○彌源治学校教育課長

11ページ、①市教育委員会のサポートチームの相談体制については、学校が市の教育委員会に相談しやすいように、市教育委員会が体制を整えることが大事な視点だと思っておりますので、そのような趣旨で捉えていただければと思います。学校が教育委員会に相談して良いのかどうかについて、学校で対応した結果難しいとなれば、教育委員会にすぐに相談できる体制をつくることを、校長を通じて伝えてまいりたいと思います。

後段の校舎の開錠・施錠につきましては、玄関に機械警備による警備保障等も入っておりますので、そのことを改めて記載させていただいたということになります。

○工藤教育長

他に、委員の皆様から何か御質問等がございますか。

○村川委員

サポートチーム体制について、これまでは学校教育課長が全ての窓口だったのではないかと思うのですが、新たに体制を整えていくということでしょうか。

○彌源治学校教育課長

このサポートチームは既に組織されているものでございます。教育相談を受けるサポートチームというものが組織されておりますので、改めてここに記載をして、学校が相談しやすい体制があるということを改めて周知していくということになります。新たに体制を調えるのではなく、改めて周知をし、風通しを良くしていきたいと思っています。

○村川委員

具体的に動きがわかるような計画だと思いました。1点目、ストレスチェックの数値ですが、皆さん案外ストレスチェックをやっていないと思いました。ストレスチェックは学校へ配信され、実施していただいていますよね。学校の方でも受検者のチェックをされたら良いと思いました。2点目、計画を実行するためには、これまで以上に地域の力を学校の中にマンパワーとして入れていかなければ難しいのではないかと思います。研修やコミュニティスクールの話がありましたが、業務の内容を見ると子どもの授業や教育活動について教師がどこまでやるかとか、地域がどこまでできるかということになると思うのですね。その難しさはあるのではないかなと思いました。このことを考えると説明を地域、保護者に教育委員会から説明することが必要だろうと思いました。

○彌源治学校教育課長

この業務量管理につきましては、新しく始まっていくものでございますので、多くの皆様に周知していく必要があると思っております。全ての学校に教育委員会が出向くのはなかなか難しいと思うのですが、内容について周知する方法は、お便利になるのか説明になるのかを考えていきたいと思っております。

○村川委員

地域に情報を流すだけでなく、いろんな人達に関われるような、対話できるような形での活動が必要だと思います。地域でも協力したいという思いを持っている方はいっぱいいると思うんですね。ただコロナ以降、行事が減り、学校に出向くことが減り、学校が何をしているかわからない状況が続いており、現在、特に小学校では行事が縮小されて、地域が積極的に関わるのが減っているんじゃないかなと思います。情報を流すだけでなく、対話ができるような形の取組をしてほしいと思いました。

○石坂教育長職務代理者

業務量の管理にも関係すると思うのですが、私が以前市の囑託等をさせていただいた時に感じていたことですが、やらなくてもいいけれども何となくやってしまう業務が結構各学校にはあると思うのです。例えば、学校訪問の際にいただく資料にある写真の入った表

紙ですが、見た目は良いのですが別になくてもいいものでもあります。また、市に届く色々な書類に、学校は丁寧に付箋を付けてくださるのですよね。私も現職の時に付けていたのが気持ちはわかるのですが、果たして本当に必要なのか。この点はなかなか学校で判断しにくいと思います。計画には出てこないのですが、日常のちょっとしたことの中に、やってもらえるとありがたいけれどもやらなくても良いもので、校長1人ではなかなか判断できないこともあります。そのあたりを教育委員会から積極的にこれはやらなくてもいいですと伝えてくれると、教育委員会が細かく業務を見てくれているということが現場に伝わるので、教職員の意識改革に繋がるのではないかと思います。私が今まで感じていたことについて、良い機会でしたのでお話をさせていただきました。

○笠原委員

12ページの、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務について、給食の時間における対応というところで、教師にとって給食の時間はご飯を食べている時間だけれども休憩時間ではないというようなSNSの書き込みを目にすることがあります。もしかして働いている先生の中には、そのように思っている方がたくさんいらっしゃるのかなと考えると、何かこの部分でできることがあるのではないかと考えます。ただし、教室に先生がいない中で給食を食べている状況が果たしていいのかどうかについては、見守る人がいないと子ども達も不安だと思います。SNSに書き込みをしている人が本当の先生なのかどうかはわからないのですけれども、そのような書き込みを見た保護者は、先生は給食を食べる時間も負担なんだというふうに受け取ったりしますので、今回計画には載っていないのですけれども、現場で働いている先生方がどのように感じているのか、先ほどの石坂教育長職務代理者のお話のとおり、減らした方がいい業務をこれからもっといろいろ洗い出していくと、教育現場がもっとスムーズになっていくのではないかと考えています。

地域との連携について、学校との連携で一番わかりやすいのはPTAだと思うのですが、学校だより等を見ていると、今までのPTAの活動を見直そうというような学校がいろいろ出てきている中で、PTAの活動と先生方の業務は負担軽減できる部分がたくさんあると思います。保護者も実はPTA活動が負担だったということもありますので、そういった部分で地域に関わる学校運営の部分をどんどん解消できるような仕組みになっていけたらいいなと思いました。

○彌源治学校教育課長

大変ありがとうございます。実は給食の時間は指導の時間ということになっておりまして、先生が誰も付かないということはできません。今は担任の先生が見ることになっております。

PTAの活動についても、一概に全てなくすということではなく、活動を見直す機会になればと思いますし、子ども達のために何ができるかということを考えていく中で、今の活動についても見直しをしていただければと思っております。この計画を学校現場に周知する際にその辺をよく伝えていきたいと思っております。

○工藤教育長

他に、委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○石坂教育長職務代理者

11ページの最後ですが、休み時間に危険な遊びやトラブルに対応できるようにボランティアによる見守り体制を整えるということは、ボランティアに危険な遊びやトラブルに対応してもらうというふうにもとれます。トラブルが生じた場合、今度はボランティアに責任問題がかかってくることも受け取れるのですが、その辺はどのように捉えればよろしいでしょうか。

○彌源治学校教育課長

この部分については、例えば多くの目で子ども達を見守る体制ということでありますので、実際にそのボランティアがトラブルを止めることもあるかもしれませんが、まずは担当職員にすぐに知らせてほしいという意味です。ボランティアの方が責任を負うとか、何かそのための業務にあたるということではなく、例えば怪我をしたとか、入ってはいけないところに入ったとか、そういうことがあったらすぐ教えてくださいという、多くの目で子どもを見守る体制を作りたいということで記載しておりますので、御理解いただければと思います。

○石坂教育長職務代理者

可能であれば、未然防止や対応等の文言が入っていた方が誤解がないのかなと感じました。

○工藤教育長

ありがとうございました。御指摘感謝申し上げます。御指摘いただいた部分は、教育委員会の方で言葉の表現の仕方も含めて検討させていただき、「計画」として示したいと思えます。沢山の御意見をいただきありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

○山崎委員

追加的なところではありますが、例えば14ページに③デジタル技術の活用というところがありますが、アンケート調査や欠席連絡等、現在行っているものをICTを活用し、効率化できるものは積極的に取り入れて活用するとなっているのですけれども、デジタル技術は他にも活用できるのかなと思いました。PTAの会議であるとかコミュニティスクールにもいろいろな会議が出てくると思います。対面でやる大切さもあると思うのですが、効率化できる会については、オンライン会議なども積極的に取り入れて、負担を少しずつ解消するようなことも含めても良いのではないかと思います。会議について話をしましたが、おそらくデジタル技術についてはもっといろいろな形で負担軽減に生かせると思うので、積極的に御検討いただければと思います。

○工藤教育長

他に御意見、御質問がないようですので「議第50号 新発田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第50号は承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、「議第51号 新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」の審議を行います。彌源治学校教育課長から説明をお願いいたします。

○彌源治学校教育課長

本日配付の議案書の1ページ目、議案に係る資料の1ページ目を御覧ください。改正の理由であります。文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を受け、市教育委員会においても、令和3年3月に「新発田市立小・中学校における教員の勤務時間の条件に関する方針」を策定し、時間外労働の上限を月45時間、年間360時間以内とする当該方針に基づき、各学校では教員の働き方改革の取組を進めてまいりました。

このたび学校における働き方改革を一層推進するため、公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、令和8年4月1日から教育委員会において、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表、計画の実施状況の評価に義務付けられることを受け、本規則に勤務時間の上限等を反映するため、必要な改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、第30条の次に、「教育職員の業務量の適切な管理等」を見出しとした1条を加えます。実施期日は公布の日となっております。

○工藤教育長

委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので「議第51号 新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第51号は承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、「議第52号 新発田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について」の審議を行います。彌源治学校教育課長から説明をお願いいたします。

○彌源治学校教育課長

議案に係る資料の21ページを御覧ください。改正理由です。公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する

る事項が追加されたことに対応する改正を行うものであります。

改正内容としましては、(1) 第4条第1項第2号として「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項」を加えます。3点目としまして、(1) に伴う第4条第1項第2項第2号及び第3号の繰り下げでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日となっております。

○工藤教育長

委員の皆様から何か御質問等がございますか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので「議第52号 新発田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第52号は承認することに決しました。

次に、「議第53号 新発田市立小中学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則制定について」の審議を行います。彌源治学校教育課長から説明をお願いいたします。

○彌源治学校教育課長

議案に係る資料の28ページを御覧ください。改正の理由です。本規則において引用している新発田市立小中学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条については、現行例規では第9号までとなっているのに対し、本規則では第25号となっており、条項ずれが生じておりました。本来であれば県の規則が改正された際に、本規則を改正すべきところ、改正漏れがあったことから、この度、必要な改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第2条中、「第2条第25号」を「同条第9号」に、「あらかじめ人事委員会」を「委員会」に改めるものでございます。施行期日については公布の日となっております。

○工藤教育長

委員の皆様から何か御質問等がございますか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので「議第53号 新発田市立小中学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第53号は承認することに決しました。

次に、「議第54号 新発田市理科教育センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の審議を行います。彌源治学校教育課長から説明をお願いいたします。

○彌源治学校教育課長

議案に係る資料の30ページを御覧ください。改正の理由です。新発田市生涯学習センター内にある「新発田市理科教育センター」は、新発田市のみならず、阿賀野市、胎内市、聖籠町の三市北蒲原郡地区における理科教育センターとしての機能を兼ね備えた施設であります。そのため、理科教育センターの円滑な運営と地区の理科教育の推進を図るため、運営協議会を設置し、当該施設の管理運営を行ってまいりました。運営協議会は、市町村合併等により、これまで運営協議会規程に基づき、名称が変更されてまいりましたが、本規則について改正漏れがあったことから、この度、必要な改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、運営協議会の名称を改正させていただきます。32ページ、第5条のところの名称が三市北蒲原郡地区理科教育センター運営協議会に変更となっております。

○工藤教育長

委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので「議第54号 新発田市理科教育センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第54号は承認することに決しました。

日程第3、その他に入りたいと思います。令和8年度、小中学校の給食費について、資料1と資料1-2を使って説明をお願いいたします。橋本教育次長お願いいたします。

○橋本教育次長

その他資料を御覧いただきたいと思います。資料1、令和8年3月6日付で市内の小中学校の保護者に通知をしたものであります。令和8年度小学校給食費について、本文の下段から2行目にアンダーラインを引いておりますが、令和8年度の小学校児童に係る学校給食費を完全無償化する予定ということ为先般の教育委員会において、「令和8年度当初予算議案の専決処分の承認について」のところで説明をさせていただきました。国が令和8年度から全国一律児童1人当たり1か月5200円の給食費支援を実施するということを受け、新発田市においては、差額は保護者負担を求めず、市の予算で支援をしていきたいということを今市議会に提案をさせていただいており、3月25日に議決予定となっております。議案が可決されましたら通知のとおり、小学校給食費の保護者負担が0円という形になります。

次に、資料1-2であります。同日付で市内中学校の保護者にお知らせをした文書であります。本文中段にありますが、令和8年度の学校給食費を約10%値上げすることが新発田市学校給食協議会で決定をしたところであります。ただ値上げの10%相当は、令和8年度に限り、市の方から支援を行いますという内容の通知となっております。前段小学校の関係で説明申し上げましたが、中学校については、今後速やかに国の方で、給食費の支援を進めるという表明が示されておりますので、そのタイミングに合わせて新発田市の支援体制も検討してまいりたいと考えております。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。委員の皆様から何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○村川委員

新発田市の給食費支援額は、小学校は月77円、中学校は月24円という読み取りでよろしいでしょうか。ということは、小学校のほうが手厚くなっていると感じがします。

○橋本教育次長

中学校の方の支援額は、いわゆる値上げ相当分の支援です。小学校の方は本来は給食単価を値上げするんです。それにプラス新発田産コシヒカリを使っている差額、市では一般の新潟県給食会が提供している一般的なお米よりも高いお米を使っています、その差額の2分の1を農協から支援していただいております、保護者が4分の1を出してきたのですが、その差額負担も保護者からもらわないことになっております。

○村川委員

わかりました。先ほどの今後中学校が無償化になったときには、小学校と同じような対応をとるように協議を進めていくという思いでいられるということですよ。

○橋本教育次長

市長はそうのように強くおっしゃっています。

○工藤教育長

他に御意見、御質問ございますでしょうか。委員の皆様から御了承いただきありがとうございます。

いよいよ来年度から小学校の給食費の無償化がスタートいたします。多くの市の予算が投じられることになり、なかなか市の財政も厳しくなるという感じです。これからも教育委員の皆様からの声をお聞きし、委員の皆様からも何かありましたら、またこの会で紹介いただければと思います。

それでは、事務局の方から何かありましたらお願いいたします。

○斎藤生涯学習課長補佐

本日配布させていただきました、令和8年成人式記念品について御説明をさせていただきます。3月15日日曜日になりますけれども、成人式当日に配布させていただきました新成人への記念品の一つでございます。当日教育長を初め、教育委員の皆様も御参列いただきましてありがとうございます。この場をお借りしまして感謝申し上げます。記念品なのですが、新成人のスタッフが、中学校の恩師の先生にアポを取りまして、メッセージをいただいたものをまとめたものになります。同様にDVDにまとめたものを当日上映したのですが、場内から歓声が上がり、大変好評をいただいております。こちらを御覧いただければ幸いです。なお、当日の参加状況について御報告なのですが、今年の新成人の方は平成17年4月2日生まれから平成18年4月1日までの方で、対象者788人中参加者が648人ということで、参加率82.2%となっております。

ましたので、併せて御報告させていただきます。

○工藤教育長

大変御苦勞様でございました。教育委員の皆様にご参加いただきましてありがとうございます。大変素晴らしい式典であり、小学生、中学生からも素晴らしい挨拶がありましたし、成人式実行委員の挨拶も大変素晴らしく、市長から褒めていただき、大変良かったと思っております。本当に充実した会であり、記念品も実行委員の皆さんが工夫して作っていただきました。今ほど斎藤課長補佐からもお話がありましたが、大変会場が盛り上がりました。本当にありがとうございます。他に何か事務局の方でありました。

○宮崎文化行政課長

春爛漫歴史ツアーにつきまして、再度お知らせさせていただきます。12年ぶりに三階櫓を一部限定して特別公開するという事になっておりまして、今後は一般の市民の方に公開できるかどうかわかりませんが、今回試行ということで特別公開させていただきます。教育委員の皆様にはぜひ御参加いただきたいと思ひまして御案内させていただきました。

○工藤教育長

御家族の方や周りのお知り合いの方にも声をかけていただければありがたいと思ひます。ぜひこの機会に御参加をいただければとお願いいたします。

他に何か事務局ありますか。

○笠原委員

成人式についてですが、今年から参加方法が変わったということで、兄弟がいる保護者の方から案内が来ないとの話を聞きました。参加率を見ると、ものすごく沢山だったので、今の子ども達には電子申請の方が良いのかなと思ひました。ただ、保護者の方はわかっていない方がいたことをお伝えします。

○斎藤生涯学習課長補佐

御意見ありがとうございました。おっしゃるとおり、今年から2次元バーコードによる申し込みとさせていただいたのですが、少し周知が不足していたというのもあるかと思ひます。持ち帰りまして検討させていただきたいと思ひます。御意見ありがとうございました。

○工藤教育長

他に何かございますか。よろしいでしょうか

次に、「議第55号 教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事異動について」の審議を行います。「議第55号」につきましては、先ほど非公開とすることについて御承認をいただきましたので、説明員である橋本教育次長以外の職員につきましては、退席願ひます。

※新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容記録なし

○工藤教育長

以上で教育委員会令和8年3月臨時会を閉会いたします。

午前11時5分 閉 会

令和8年3月18日

新発田市教育委員会教育長

委 員